

■ 弟子屈町景観計画 概要版

景観特性

国立公園である自然が織りなす、まちの背景となる雄大な自然景観

広がりのある大地と広大な眺めをつくりだす田園風景

釧路湿原につながる釧路川の町民の暮らしに身近な河川景観

雄大な自然の中の豊かな暮らしと観光のにぎわいを感じる市街地景観

3つの国道の結節点であり、国立公園と市街地を結ぶまちを印象付ける沿道景観



基本的考え方

弟子屈町の景観の基本的考え方

国立公園のまち・弟子屈 National Park Town Teshikaga

①国立公園の雄大な自然を引き立たせる景観づくり

- ・シーン景観に配慮した景観づくり(道路内部からの眺め、沿道の看板、軸線上に見える硫黄山の眺めなど)
- ・眺望景観を大切にしたい景観づくり(摩周湖の展望台・900展望台など)
- ・太陽光発電の設置に配慮した景観づくり

②国立公園のイメージを市街地につなぐ景観づくり

- ・国立公園のイメージとつながる市街地の景観づくり(弟子屈市街地・川湯市街地)
- ・国立公園のまちにふさわしいデザインと色彩(景観色)による景観づくり
- ・国立公園のまちふさわしい統一したサインの設置
- ・空き家・廃屋に配慮した景観づくり

③国立公園のまちに暮らす誇りを感じる景観づくり

- ・自然と調和した広がりのある田園景観の保全(耕作放棄地対策も含む)
- ・水辺空間の保全と水辺の景観づくり
- ・町民参加による市街地や沿道の景観づくり(美しい弟子屈への愛着)

■景観計画区域

弟子屈町には、都市計画区域外にも阿寒摩周国立公園や農業景観など重要な景観資源が存在することから、全町を景観計画区域とします。

景観づくりの基本方針

世界に誇れる自然景観の保全

広がりや印象的な田園景観づくり

釧路湿原につながる自然豊かな水辺景観づくり

国立公園のまちにふさわしい市街地の景観づくり

訪れた人に感動を与える沿道景観づくり

景観エリアごとの景観づくりの考え方

基本的考え方を踏まえた景観形成の展開

一般区域

<景観づくりの考え方>

- ・現在の弟子屈町の豊かな自然環境を守りながら、暮らしや観光に活用することとします。

景観重点区域

景観重点区域①:国立公園内の普通地域+阿寒方面~都市計画用途地域~普通地域を連絡する国道沿い(国道391号・国道241号)

景観重点区域②:景観重点区域①以外の国道沿い(南弟子屈方面、中標津・別海方面の国道391号・243号の一部)

<景観づくりの考え方>

- ・来訪者にとって弟子屈町を最初に印象づける国道沿いの沿道景観、弟子屈市街地を通り、阿寒摩周国立公園に入ったときの沿道景観を大切に、太陽光パネルなどの景観阻害を防ぎます。
- ・景観重点区域の景観づくりを進めることで、国立公園が持つ雄大な自然景観、田園景観の印象を弟子屈町全体に効果的に引き継ぐこととします。

景観重点区域候補区域(景観形成推進区域)

弟子屈市街地

川湯市街地

<景観づくりの考え方>

- ・弟子屈市街地と川湯市街地は、雄大な自然景観を背景としながらも、町民の暮らしによってつくりあげていく景観があります。将来重点区域に設置することを想定し、当面は今後のまちづくりの動きや町民主体の景観づくりの動きを大切にしながら、景観をつくりあげる体制をつくります。

景観景観重要樹木、景観重要建造物、景観重要公共施設等の指定の方針

<景観重要公共施設として位置付けるもの>

- ・ 釧路川/国道241号、国道243号、国道391号

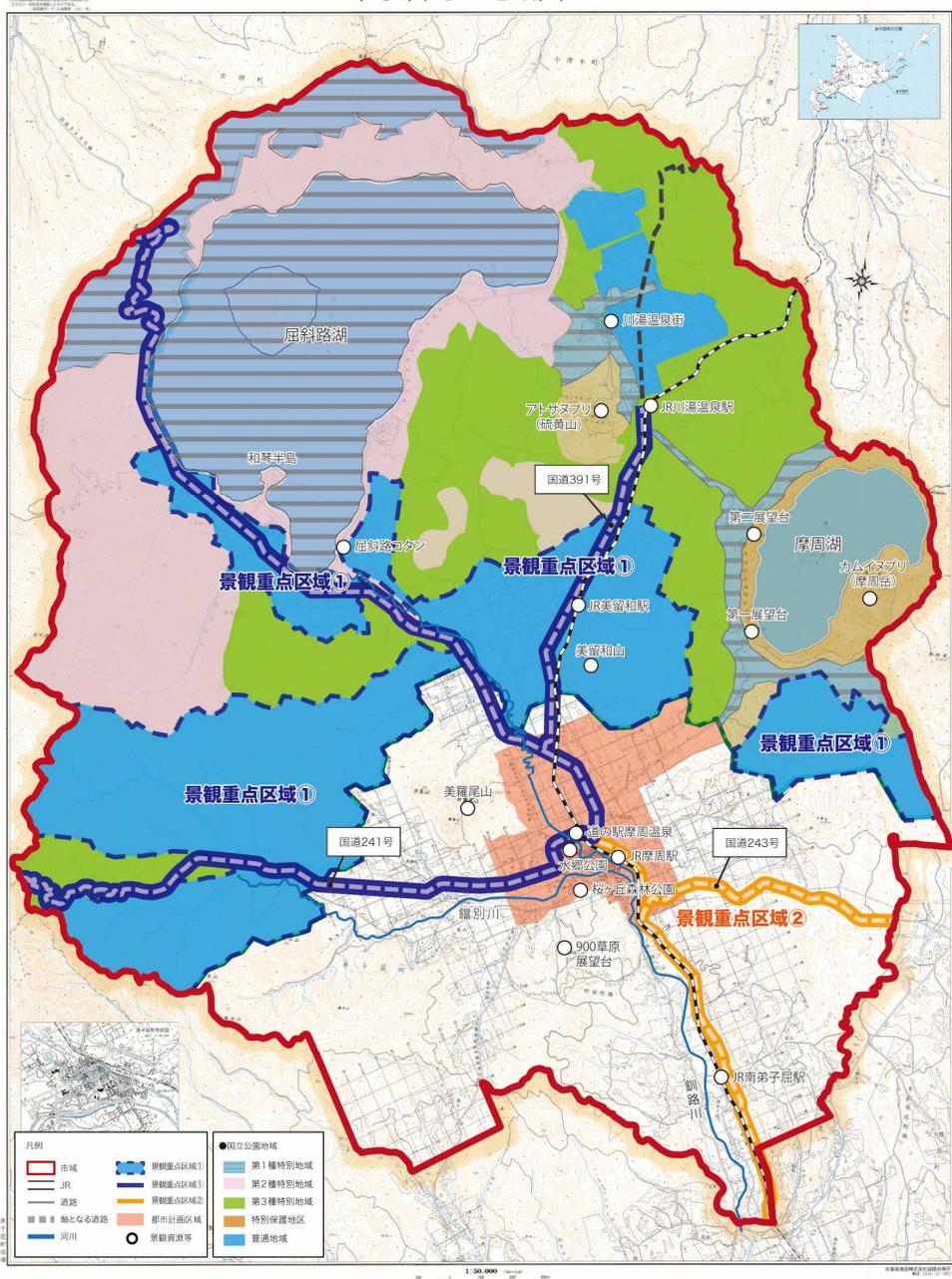
推進方策

弟子屈町の景観づくりを支援する仕組みと体制の構築

- ・ 弟子屈町景観審議会
- ・ ゆるやかな景観づくり推進ネットワーク

弟子屈町の行為の制限（景観形成基準・届出対象行為）の考え方

弟子屈町 地域図



<弟子屈町の行為の制限設定の考え方>

- 北海道の景観形成基準や環境省の基準に準拠する。
- 必要に応じて町民や関係者と協議を行い、景観形成基準を改訂する。

一般区域: 弟子屈町全域

<景観形成基準・届出対象行為の考え方>

- 北海道の景観形成基準に準拠。
- 北海道の太陽光発電ガイドラインの内容を反映させる。
- 国道391号・241号・243号沿いに太陽光発電を設置する場合には、道路から一定以上の距離を置き、道路側から見えないように植栽を行う。
- 国立公園のまちにふさわしく色彩基準で弟子屈町らしさを出す。

景観重点区域候補(景観形成推進地域): 川湯温泉地域・弟子屈市街地

<景観形成基準・届出対象行為の考え方>

- 川湯温泉街は環境省の景観基準に準拠する。
- 弟子屈市街地(都市計画区域内)は景観計画一般区域と基準内容は同様。
- 今後、2つの地域は住民や関係者と協議したり、景観活動を通じて景観のあり方を検討し、必要に応じて適正な景観形成基準を設け、景観重点区域に設定できるようにしておく。
- 国立公園のまちらしく、国立公園の色彩内容を景観形成基準とする。

景観重点区域①: 紺色の道路(国道391号・243号)及び紺色で囲っている地域
 国立公園内の普通地域+阿寒方面～都市計画用途地域～普通地域を連絡する国道沿い ※紺色の道路

景観重点区域②: 景観重点区域①以外の国道沿い(南弟子屈方面、中標津・別海方面の国道391号・243号の一部) ※オレンジ色の道路

<景観形成基準・届出対象行為の考え方>

- 届出対象行為の建築物・工作物は、北海道一般区域(北海道景観条例)に準拠する。
- 国道391号・241号・243号沿いに太陽光発電を設置する場合には、道路から一定以上の距離を置き、道路側から見えないように植栽を行う。
- 国立公園のまちらしく、国立公園の色彩内容を景観形成基準とする。

※川湯温泉地区は国立公園地域の普通地域の部分もあるが、第2種特別地域の部分もあるため景観条例の適用除外区域としている。

■太陽光発電の設置基準イメージ

